

令和 7 ・ 8 ・ 9 年度 建設工事における等級別発注標準表

1. 駒ヶ根市建設工事入札制度合理化要綱にもとづき下記のとおり等級を定めます。
2. 等級及び数値は、長野県の資格総合点数別発注標準表におけるランク及び点数に準じます。
3. 数値については、「長野県の資格総合点数」若しくは「総合評価値」を適用します。
4. 本表は、入札参加資格者の標準的な区分であり工事の案件ごとに具体的な参加案件を定めます。

(1) 土木一式工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C	D	E
	数値	1021 以上	1020～848	847～752	751～673	672 以下

(2) 建築一式工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C	D	E
	数値	964 以上	963～821	820～753	752～674	673 以下

(3) は装工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C
	数値	964 以上	963～850	849 以下

(4) 電気・電気通信工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C
	数値	816 以上	815～696	695 以下

(5) とび・土工・コンクリート工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C
	数値	874 以上	873～771	770 以下

(6) 解体工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C
	数値	838 以上	837～739	738 以下

(7) 管・その他の工事

R7・8・9年度	等級	A	B	C
	数値	869 以上	868～768	767 以下